

製造業の みなさま

ものづくり補助金

(ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金)

お客さまニーズに対応した試作品の開発・設備投資に使えます。

「中小ものづくり高度化法」22分野の技術を活用した事業であり、競争力強化を行う事業に対する補助です。

最大で、1,500万円の事業に1,000万円の補助(補助率:2/3)が出ます。

対象経費～原材料費、機械装置費、試作品の開発に係る経費(人件費を含む)等に使えます。数百万円単位の小口の補助も可能です。

「認定支援機関」が、事業計画づくりをサポートします。

認定支援機関に事業計画の実効性等が確認されている必要があります。詳しくは、地域事務局まで、お問い合わせ下さい。

▼ 以下のような、積極的な取り組みに使える補助金です ▼

①試作品の開発

ニッチ分野特化型

例)他社が気づかない、または市場規模が小さいため参入しない隙間となっているニッチ分野について、自分たちの高い技術力と機動力・柔軟性を活かし、試作開発を行いたい。



②試作開発+テスト販売

サービス化型

例)単に受注した製品を作るだけでなく、顧客の製品イメージをもとに、長年培った知恵と経験を活用し、よりよい製品を作るための試作開発を行い、積極的に提案したい。



③設備投資

小口化・短納期化型

例)“特急で対応して欲しい”といったニーズに応えるため、バーコードによる工程・原価管理システムを導入し、製品管理の効率化と納期短縮化を実現したい。



ちいさな企業
の声発！

諏訪貴子さん



私の会社が世界中の工場で生産されている部品のマスターゲージ製作を任されるようになったのは、急な依頼への対応力を身につけたことと、若い社員の挑戦する気持ちを形にしてきたから。(ダイヤ精機株式会社 代表取締役社長)

※ ワンストップ化型、生産プロセス強化型 もあります。